

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときの翌日)

## 目次

- ◇規 則 子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 昭和四十八年度第二次自衛官募集要綱  
解除予定の保安林にする旨の通知の受理(三件)  
解除予定の保安林  
国有財産の用途廃止(三件)  
道路の区域の変更  
道路の供用の開始  
都市計画法第六十六条による告示
- ◇告 告 昭和四十八年度狩猟者講習会の開催

## 規 則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十一号

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則(昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。  
(交付金の額)

第三条 交付金の額は、次の表のとおりとする。

区 分	交付金の額
一 子宮ガン制圧の施策推進のため特に必要と認められる場合	一人につき 六百元
二 一に掲げる場合以外	一人につき 三百円
イ 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。)若しくは扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。)である場合	一人につき 六百元
ロ イに掲げる者以外の者である場合	一人につき 六百元

検診を受けた者の検診票の区分
規則第3条第1号に該当する者の検診票
規則第3条第2号に該当する者の検診票
規則第3条第3号に該当する者の検診票
規則第3条第4号に該当する者の検診票

を

区 分
規則第3条の表の一に該当する者の検診票
規則第3条の表の二のイに該当する者の検診票
規則第3条の表の二のロに該当する者の検診票

に改める。

別記様式中

検診を受けた者の区分
規則第3条第1号に該当する者
規則第3条第2号に該当する者
規則第3条第3号に該当する者
規則第3条第4号に該当する者

を

区 分
規則第3条の表の一に該当する者
規則第3条の表の二のイに該当する者
規則第3条の表の二のロに該当する者

に

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第五号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「辞令書」の下に「又は第二号様式による昇給(昇格)通知書」を加え、「昇給又は昇格の発令については第二号様式による昇給(昇格)通知書をもって」を削る。

第四条の見出しを「(人事異動通知書等の送付)」に改め、同条中「辞令書」の下に「又は昇給(昇格)通知書」を、「人事異動通知書」の下に「又は第四号様式による昇給(昇格)通知書」を加える。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

昇給(昇格)通知書

所 属 名	職 員 コー ド	職 名 コー ド	氏 名	発 令 年 月 日			給 料 表 等 コー ド	級 号	給 料 月 額 (円)	摘 要
				年	月	日				

左記のとおり発令したので通知する。

、 年 、 月 日

鳥取県知事

熊川中選挙区の水たけの | 養竹や長える。

第4号様式

昇給(昇格)通知書

所属名		発令日付		年 月 日		No.		
職名コード	氏 名	職員コード	給料表コード	等級コード	号給	要因コード	月数	最高号給をこえる給料月額 (円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

給料表	行政	11	教育	31	研究	41	医療	52	現業	61	特1等級は、Aと表示する	合手帳入等印	履歴書	給与カード	共済原票	互助会原票	給与簿	照合
	公安	21	教育	32	医療	51	医療	53	教育現業	62								

附 則

この訓令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百三十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百十四条及び第十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和四十八年度第二次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十八年七月一日から昭和四十八年九月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第四百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江一三三六、一三三七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市立見字袖小屋九六二の一、般若字本谷奥四三六、椋波字本谷奥

六一七、六二〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八東町大字妻鹿野字扇ノ山(国有林)(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字壺栗五四三七、五四三八(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百四十号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途  
 廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字宮下字銭ヶ谷五九番八地先から 同町大字宮下字銭ヶ谷六三番一―地先まで		一九・九二	水路敷

**鳥取県告示第四百四十一号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途  
 廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
米子市米原字吉左衛門道東六拾間一、三〇八番二 地先		三・〇六	道路敷

**鳥取県告示第四百四十二号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途  
 廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
米子市米原字吉左衛門道東六拾間一、三一四番六 地先から同市米原字吉左衛門道東六拾間一、三一 三番五地先まで		二八・六四	道路敷

**鳥取県告示第四百四十三号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、  
 道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す  
 る。

その関係図面は、昭和四十八年六月二十九日から二週間鳥取県土木部道  
 路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区 間	変更		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
			前 後 別	後 前 別		
県道	福成戸上 米子線	米子市宗像字曲り田無番地の先か ら同市宗像字曲り田五三の一の先 まで	変更前 四・三〇〇	変更後 六・三〇〇	三〇二	二八三

**鳥取県告示第四百四十四号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年六月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	福成戸上米子線	米子市宗像字曲り田無番地の先から同市宗像字曲り田五三の一の先まで	昭和四十八年 六月二十九日

鳥取県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第二類第七号 飛行場布勢線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地  
事業地の所在

鳥取市湖山町字白浜及び字二本松西方地内

公 告

昭和48年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和48年 6月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとする者。ただし、昭和44年度以降の狩猟者講習会の修了証明書を有する者は除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和45年度から昭和47年度の間一回以上乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者。甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和45年度から昭和47年度の間一回以上甲種の狩猟免許を受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等



経験者課程

日	時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
7月24日(火)	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
"	26日(木)"	米子市樺町一丁目 西部総合事務所講堂	米子市に住所を有する者
"	13時から	"	境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月4日(土)	9時から	倉吉市蔵城 倉吉総合事務所講堂	倉吉市に住所を有する者
"	13時から	"	東伯郡に住所を有する者
"	8日(水)	鳥取市東町一丁目 自治会館大会議室	鳥取市に住所を有する者
"	13時から	"	岩美郡及び気高郡に住所を有する者
"	9日(木)	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡智頭町、佐治村、用糠町及び河原町に住所を有する者
"	13時から	"	八頭郡若桜町、八東町、所船岡町及び郡家町に住所を有する者
9月22日(土)	9時から	倉吉市蔵城 倉吉総合事務所講堂	前記日程で受講できなかった者及び再受講者
"	28日(金)	米子市樺町一丁目 西部総合事務所講堂	"

初心者課程

日	時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
7月25日(火)	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
~26日(木)			

7月27日(金)	"	米子市樺町一丁目 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
~28日(土)	"	倉吉市蔵城 倉吉総合事務所講堂	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月2日(木)	"	鳥取市東町一丁目 泉亭講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
8月6日(月)	"	"	"
~7日(火)	"	自治会館大会議室	"
8月10日(金)	"	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
~11日(土)	"	米子市樺町一丁目 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかった者及び再受講者
8月23日(木)	"	鳥取市東町一丁目 泉亭講堂	"
~24日(金)	"		
8月27日(月)	"		
~28日(火)	"		

4 講習科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は、2時間とする。

6 初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間、合計9時間とする。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円)に相当する額の修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円)に相当する額の

鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに所轄地方  
農林振興局長に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】